

## 平等、友愛、そして分配的正義の場

西 口 正 文\*

Equality, Fraternity, and the Site of Distributive Justice

Masafumi NISHIGUCHI

### 構成

- 〔零〕 <自尊>の非序列化と人権
- 〔一〕 平等と友愛をめぐる人権規定…それらについての制度上の明示もしくは不明示
- 〔二〕 平等と友愛の相剋発生の機序
- 〔三〕 ロールズ流「格差原理」に依拠する平等と友愛……双方の調整を図る論理
- 〔四〕 <アポリア>としての、個人の能力発揮度合……「功績」の取り扱い方
- 〔五〕 論点として浮上する「分配的正義の場」
- 〔六〕 正義感覚にとってエートスの持つ意味
- 〔七〕 リベラル左派から発する正義感覚の欺瞞

### 〔零〕 <自尊>の非序列化と人権

正義のあり方を立ち上げようとする議論にとって、ひとつの拠り所とするにあたいすると考えられるに到っている理念として、<自尊>がある。この理念を重要視する志向が明瞭に探し当てられる代表的な思想家としては、遡ればイマヌエル・カントに、そして現代正義論の脈絡ではジョン・ロールズやロナルド・ドゥオーキンに、見出すことができる。ひとたることの必要最小限の条件としての理性を身に帯びた存在者として善き生をそれぞれにおいて求めるとして、当のひとの生きる場としての社会が、各人におけるこの自尊を支えるに足る条件を備えるべきこと、そのことがロールズにおいてもドゥオーキンにおいても重視されていた。

彼らによる議論においても、正当性を具えて秩序だった社会は各人に向けて自尊を支えるに足る条件を平等に備給すべきことが、唱えられていた。そのことはすなわち、自尊の度合が序列化されるのでなく非序列化という態様において発現するように、社会編成上の条件づけがなされるべきことが求められた、ということだ。しかしながら、ここで直ちに問われるべきなのは、理性的存在者としてのひとにとって自尊が非序列化性を帯びて条件づけられてあるような社会とは、果たしてどのような社会なのか、そしてまた、いかにして構築すればよいのか、という点であろう。

いましがた述べたところの、「ひとにとって自尊が非序列化性を帯びて条件づけられてあるような社会とは、果たしてどのような社会なのか」という問いかけに対しては、ひとまずのところ次

---

\*人間関係学科 教授

のように応答できるかもしれない。各人にとっての自尊を支えるための社会的基礎が平等に備給されればよいのだと。ジョン・ロールズにおいてはそのように考えられ、そのための社会制度の編成を「正義の二原理」に結実させたことになる。そのような議論の組み立て方に向けては、そこに大なる説得力が認められ、広範な支持が獲得されてきた、と見ることができるだろう。

翻ってここで、近代立憲主義のもとでの基本的人権の制度上の規定を対象としたときに、それが件の自尊を平等に備給するにあたっての十分な支えになり得るのかどうか、という点を敢えて問うてみることにしよう。この問いへの解は明白である。既に先行研究において十分に解明されてきているように、基本的人権とは資本制経済にとっての生産・流通そして価値増殖にとっての桎梏を除去し資本制社会としての全面的な展開にとっての条件を設け整備するところにこそ、その思想的本質を見て取れる性質のものであった[東京大学社会科学研究所編 1968(全五巻)]。この捉え方についての詳細に関しては、慎重な解釈を要する点があるとはいえ、少なくとも、基本的人権のカatalogを以って各人にとっての自尊を平等に支えるための社会的基礎を備給するに際しての思想たりうるとみなすとすれば、それは重大な誤認である。誤認であることの所以は、資本制生産にとっての生産性の進展・高度化への貢献度合——適合能力度合——によって自尊のための社会的条件が大きく異なってくることを、基本的人権という思想がその歴史的形成の条件によって規定されるかたちで、正当化して済ませるからだ[東京大学社会科学研究所編 1968, 特に高柳信一 109-110 頁, 柴垣和夫 328-337 頁, 藤田勇 349-350 頁]。

このように対象化される基本的人権に比して、ロールズによる「正義の二原理」は、自由という理念に照らして見ても平等という理念に照らして見ても、そして友愛という理念に照らして見ても、行き届いた思索を経て導出されている。そうであるがゆえに、各人にとっての自尊を支えるための社会的基礎を平等に備給するという課題にとって、「正義の二原理」こそはその拠り所とすることのできるものなのではないだろうか。そのように見通しを立てようとすることも、起こり得る思考回路といえよう。

この論考で筆者は、上記の思考回路として周到に案出された議論を対象化し、批判的な検討を加える心算である。その批判的検討は、それに関与する問題化および探求をまっとうにおし進めるために、正義の場、特に分配的正義の場についての自覚的で批判的な吟味が求められることになるであろう。

## 〔一〕平等と友愛をめぐる人権規定……それらについての制度上の明示もしくは不明示

近代立憲主義のもとでの基本的人権が制度上、どのように規定されているのか、という点に関しては、概括して次のように見ることができるであろう。すなわち、個人の自由および権利／義務についてはいくつかの規定が列挙されるかたちで——人権カatalogとして——挙げられ、平等については各人のもつ権利の平等という意味脈絡で挙げられていることが多い。友愛については、それを人権規定として明示している例を探るのが困難だ、と言えるであろう◆<sup>1)</sup>。

人権規定をめぐる大切となるであろう問いは、第一に、人権規定のなかった状態に比して、制度上で明示されるようになった状態が、正義の視座から積極的な意義をもつのか否かであり、第二に、制度上で明示されるようになることが各人にとっての権利や自由の実質的で平等な保障に結びつくのか否かである。第一の問いに向けては、人権が制度として規定されることによってその社会に生きるひとにとっての政治的解放に到り着く、とする捉え方が、その応答として用意されてよい。その応答においては同時に、人権の制度上の規定を以ってしてはく人

間的解放>にはいまだ到達し難いことが、認識されなければならない◆<sup>2)</sup>。つまり、制度上は規定されることになったそれぞれの権利(や自由)をそれぞれのひとが獲得するに到るための、各人にとっての条件を、実質的に平等化するためにはどうすればよいか、そのことを明らかにする過程を踏まえない限り、公正な——差別性をその身に帯びることのない——人権保障の在り方を、達成できないからだ。各人のもつ権利の平等ということの制度規定については、この点への立ち入った検討が必要となる◆<sup>3)</sup>。

友愛については、これが殊にフランス人権宣言の策定にあたってその基盤をなす理念のひとつであった、と語り継がれているにもかかわらず、制度上の権利規定のかたちを取り難く、さらに加えて、この理念を具体化することの困難さもあって、立ち入った論究がなされぬままに留まっている、と思われる。本論考では、この難点にどのように立ち向かえばよいのかという問いを、探求のための一つの焦点にしようとする。その探求に際しては、自尊の社会的基礎の備給はどのような方法を以って可能となるのか、これを軸にして思考する、というかたちを採ろうとする。

## 〔二〕 平等と友愛の相剋発生の機序

平等と友愛とが調和し、相乗的に展開することは、いかにして可能か？本節では、この重要で困難な問いに立ち向かうことにしよう。

まずは素朴な観念のもち方として言えば、平等を価値としてみなす観念は、そもそもひと是不当に差別的な処遇を受けるべきではないとする、近代人権思想の建て前に沿うかたちで発生する、といっていよう。その素朴な観念においてさえ、画一的な機会の提供という前提のもとでひとをすべて一律の形式に従って処遇するのを平等として捉えることの誤りが、意識化されてある。つまり、平等な権利保障という建前のもとで、各人がどのように行為し、あるいは、行為するにあたっての困難に直面し、どのような帰結をもたらすか、についての想定を踏まえて、各人への処遇が(差異を以って)なされることになる。

では、友愛を価値としてみなす観念についてはどうであろうか。素朴な観念のありようとして言えば、社会構成体の成員である諸個人による、もしくは、部分諸集団による、(それぞれにおいてその保持がもくろまれてある)価値意識や規範意識の共有があって初めて、友愛を価値としてみなす観念が発生する。しかしながらこの観念は、自然には、あるいはまた、即自的には、発生し難いと言える。社会構成体の規模が大きくなり、さらに、社会構成体内での階層分化が進展するにつれて、情操という面から見た友愛の価値が、即自的にはもたらされ難くなる傾向をもつからだ。

上述の事柄を承けて、次のように考えてみてはどうだろうか。自尊の社会的基礎が備給されてあること、そのことを、社会構成体の各人が承認し得るようになった場合、その場合には、建前の次元にとどまらず実質的次元で平等を価値としてみなす思考が、能動的に働くようになることが期待されるのではないか。その場合には同時に、(素朴な観念の次元に留まらず)能動的志向性を帯びるに到った友愛が生起することが期待されるのではないか。平等という価値についても、友愛という価値についても、その発生および展開を妨げ、それらの価値との相剋関係において立ち現われることになる機序として、注目されるべきなのは、他のひととの間柄の倫理には無関心なままに自己利益——利己主義——という価値意識を重んじたい、とする心的傾向である。この心的傾向をどのように取り扱うかが、本論考における最も重要な論点となる。

### 〔三〕ロールズ流「格差原理」に依拠する平等と友愛……双方の調整を図る論理

この第三節以降では、ジョン・ロールズによる『正義論』体系における平等概念と友愛概念がそれぞれ十全に正当化できるか否か、という問いを探求すべく、正義の二原理、就中、格差原理に焦点を合わせることを通じて、考察を試みてみよう。その考察に際しては、ジェラルド・コーエンによる、ロールズの議論への対峙の内実が、看過し難い論点を提示していると考え、適宜、参照することにしよう。

この探求を試みるにあたって、まず基底に据えられるべき認識は、ロールズが主として各人の生得的な能力・資質の相違などによってもたらされるところの、社会の基本構造について、次のように捉えている、という認識だ。

（各人の暮らしの見通しにとって、社会の基本構造の有する影響力が深く大きく、しかも社会生活の出発点からその影響力が存在しているので、社会の基本構造が正義の第一義的な主題となる。そのことを、わかり易く直観的に言い表すと、次のようになる。〔……ロールズによる言明を踏まえて引用者が補足した言辞〕）基本構造には様々な社会的地位が含まれており、異なる地位に生まれ落ちた人は人生に関して異なる予期を抱くことになるけれども、そうした各人の予期は各々の経済的・社会的状況のみならず、政治のシステムによっても部分的に決定されるものである、と。このような仕方でもって、社会の諸制度は一定のスタート地点を占める人びとの方を他の人びとよりも優遇する。これらの優遇措置はとりわけ深刻な不平等につながる。この種の不平等は広く蔓延するばかりでなく、人生の出発点を画するさまざまな機会・見込みに影響を与える。しかも、これらの不平等は実績や功績といった観念に訴えることによってはおそらく正当化できない。どのような社会の基礎構造にもおそらく不可避的につきまとう、こうした不平等に対してこそ社会正義の諸原理が第一の審級として適用されなければならない。その結果、これらの原理が政治の基本組織や経済・社会システムの主要な要素としてどのようなものを選ぶかを統制することになる。〔T.J.:7（邦訳11頁） 圏点による強調は、引用者による。〕

上記引用文の解釈のしかたとして、『正義論』第二章「正義の諸原理」の中で、殊に第12節「第二原理の複数の解釈」から第17節「平等を求める傾向」において、類出する強調点であるところの、道徳的観点から見て恣意的偶有性に依拠する分配が正義たりえないとする論点と、併せて解釈する場合には、まずは平等な分配を基礎に据え、その後、各人の行ないにおける責任の果たし方に応じた分配の調整が述べられている、とする筋道が考えられる。ロールズはしかし、平等分配からの（不平等な分配への）移行を「実績や功績」に訴えて正当化する道を探ることはできないとしている。ここで我々が何よりも注視すべきなのは、第一に、「どのような社会の基礎構造」にも不平等が「不可避的につきまとう」という認識を示していることだ。そして第二に、その認識の上に、いかように不平等を持ち込むことが妥当視・正当視されることになるのか、その方法を、社会構成体を統制する妥当性・正当性を帯びた諸原理を見出すことに結びつけるかたちで、導出しようとする思考の構えを採っていることなのである。

このようにして、分配の在り方をめぐる正義についてのロールズによる思考の構えを捉えるならば、不平等の持ち込み方として妥当視・正当視される社会統制原理のかたちが、正義の第二原理中の、ほかならぬ格差原理である、という議論構制になっている、と推定し得ることに

なる。そのことを我々は、格差原理と平等との親和性を示そうとする段での、ロールズによる言明に見て取ることができる。

格差原理が表している考えは、平等な分配からスタートして、どんな点においても、より恵まれた者は恵まれない者の利益に反するしかたで利益を得てはならないというものである。格差原理は基礎構造に適用されるので、格差原理の根底に含意されている相互性についての考えは次のようなものである。社会制度は、生来の資質や、初期の社会的地位、もしくは生涯を通じての運・不運という偶然性を最も不遇な人々を含め、全ての人に利益になる仕方以外では利用してはならない。[Rawls, John (edited by Erin Kelly) 2001:124]

上記引用箇所中の「より恵まれた者」「恵まれない者」は、ひとつ前の段落で注意を促したところの、「『どのような社会の基礎構造』にも不平等が『不可避免的につきまとう』という認識」◆<sup>4)</sup>が踏まえられて出来している表現である。「より恵まれた者」にとっても「恵まれない者」にとっても共に、ということは、社会構成体の成員で協働に携わるすべてのひとにとって、「格差原理の根底に含意されている相互性」が偏向性を帯びない利益をもたらすのだ、ということが述べられている。このような論脈を通じて、格差原理は平等という理念と親和すると認めることができる、という想定が示されているわけである。

格差原理の含意として示されたこのような内容には、友愛という理念との親和性をも読み込もうとする意味脈絡を、さらに見出すことができる。そのように解釈する余地があることを示そうとしているのを見てとることができるのが、ロールズによる次のような言明である。

格差原理は事実上、生来の才能の分布を共通資産とみなし、この分布のもたらす便益を——それがどのようなものであることがわかろうとも——分かち合おうとする一つの合意を表している。生まれつき恵まれた立場に置かれた人びとは誰であれ、運悪く力負けした人びとの状況を改善するという条件に基づいてのみ、自分たちの幸運から利得を得ることが許される。有利な立場に生まれ落ちた人びとは、たんに生来の才能がより優れていたというだけで、利益を得ることがあってはならない……。[T.J.:101-102]

ここでもまた、社会の基礎構造中に避け得ない所与として刻印されてあるとロールズにおいては見て取られるところの、各人の優位／劣位を承知したうえで、優位にある者が劣位にある者の状況を改善するという条件の下で基本財の分配を図ろうとする構えが採られるべきだ、とする規範的方向づけが示されている。この規範のもとでは、社会構成体の成員で協働に携わるすべてのひとの間に友愛がもたらされることになる、とする意味脈絡を読み取ることができるであろう。

格差原理と平等という理念、および、格差原理と友愛という理念、それぞれの関連についての叙上の意味脈絡を対象化し、それらが果たして批判的吟味に耐え得るのかどうかについて、ここであらためて考えてみよう。最も不遇なひとたちの暮らし向きを——基本財の獲得状況を——改善するという条件の下でこそ、暮らし向きの不平等が許容されることになる、とする意味脈絡には、そこにおいて底流する規範性を帯びた論理には、正当性があるのか？いかなる社会の基礎構造にも不可避免的につきまとうところの、人びとの間の不平等、という基底をなす認識から発する限り、基本財の分配の在り方を決定するに際しての主導権は常に、「より恵まれた者

たち」(優位の者たち)の側に握られている。為されつつある協働において認知される場所の、量次元へと還元される生産性への貢献度合の相違が分配の多寡を決める尺度とされるならば、平等な分配は保持され難い。だからといって貢献度合の相違に応じた分配という方法を直接むきだしのかたちで採りあげて済ませるには、道徳的観点からみて恣意的な要素に向ける、ロールズ流の議論の中に部分的には息づいている批判的敏感さが、阻止的な効果を発揮し過ぎる。ロールズ流の議論はそこで、「より恵まれた者たち」(優位にある者たち)が「恵まれない者たち」(劣位にある者たち)に対する配慮を行なう——いわば、“労わりの気遣い”を示す——という立場関係を、設定する。そのような配慮の結果として、「恵まれない者たち」(劣位にある者たち)にとっての便益が最大となる帰結が獲得されるのだ、という意味脈絡がかたちづくられている。同時にそこにおいて、「恵まれない者たち」(劣位にある者たち)が「より恵まれた者たち」(優位にある者たち)に恩義を受ける立場に置かれることになっているのだ。このような意味脈絡および立場関係の設定は、果たして妥当性を持つと言えるのであろうか？

#### 〔四〕 <アポリア>としての、個人の能力発揮度合……「功績」の取り扱い方

『正義論』第二章「正義の諸原理」中の特に第12節から第17節においては、道徳的観点から見た恣意的要因の影響を取り除く方向で正義の在り方が探られ得る論脈が提示されたことを、一方において踏まえ、『正義論』第三章「原初状態」においては、構成主義を基盤とする独自の契約論的構成を通して正義原理が導出されたことを、他方において踏まえることにしよう。これら双方を適切に繋ぎ合わせて解釈することは、可能であるのだろうか？筆者の見るところ、個人の能力発揮度合を指し示す語である「功績」について、ロールズがそれをどのように把握しようとしていたのかが、この問いに立ち向かうにあたって大切になってくる。

ここで注目したいのは、下記の、ロールズによる見解である。

人が意欲的になす努力は、当人の生得的な能力および技能と当人が手にしている選択肢とによって影響されるということが、ここでも明らかだろう。才能や資質において恵まれた人びとが他の条件が同じであれば良心的に努力する可能性は高いだろうし、また彼らのより大きな幸運に関して割り引く方法は皆無であるように思われる。功績に(=真価に……引用者による追補)に報いるという理念は実行不可能である。[Rawls, John *TJ*:312 (邦訳改訂版 415 頁)]

ここからわかるように、ロールズは功績に応じた分配という方法を全面的に斥けようとしている。また、結果としての平等を分配原理とするのが最も妥当性を持つ、という方向に思考の向きを採るわけでもない。最も妥当な分配は、「原初状態」という場面を仮構し、その場面において公正な分配原理を意思決定するために集うところの、“自由で平等な”諸個人が——そのひとたちはまた、他者にとっての便益や損失に向けては相互に無関心で、自己にとっての利益に意識を差し向けようとする、そのように向きを採用するところの、原初状態において原理選定にあたる当事者たちなのだ、というふうにも説明される、その諸個人が——全員一致で合意する(そのように想定される)帰結として立ち現われるのだ、と結論づける。大要においては、このような論理を経て、正義の第二原理が、特に格差原理が、導出されるのであった。

いま述べたような構成主義に依拠する原理導出の構制を探りつつ、外見上はいわば社会契約論風の装いを以って、他者にとっての利害に向けては相互に無関心でありつつ自己利益に敏感な——そのような性質をロールズは“自由で平等な”と表現するのだが——諸個人が合意し得る帰結としての格差原理は、したがって、功績に応じた分配という原理を導き入れようとする際に直面する困難を、回避することができる。同時にまた、結果としての平等に到着させる懼れもない。社会統制上の規則の在り方としても適合性をもつ。そのような諸考慮を通じて産出されたのが、格差原理なのだ、と解釈し得るだろう◆<sup>5)</sup>。

ここに示した、原理導出の構制は、カント流の定言命法を導出する思考とは異なり、むしろ民主主義社会の公共的文化に即することによって、また他面からは、人間心理の上での経験的的一般的事実からの支持・是認を獲得できる内容を備えることによって、その意味では安定した構制だ、とみなされることになっている。さらに後期ロールズにあっては、現存する西欧社会の文化の中に、謂うところの“民主主義社会の公共的文化”を見て取ろうとする傾向が現われる。

### 〔五〕 論点として浮上する「分配的正義の場」

ロールズによる正義の二原理は、社会構成体の基本構造を立ち上げるための制度にとって、その原理がどうであるべきかを、示そうとしたものである。それゆえに、制度（にとつての）原理に照らして明白には抵触しない様態でありさえすれば、個人としての自由な裁量でふるまうことができる。そのような制度原理に向けては、他者にとっての利害に向けては相互に無関心でありつつ自己利益に敏感な諸個人は、是認を与えつつ、しかも利己性発揮の余地を探り当てつつ、ふるまうことが可能である。この点に関してロールズは、正義としての取り組みの対象は社会の基本構造であり、その構造を編成するにあたっての制度原理を示すのが、まさに「正義の二原理」なのである、と主張している [T.J.:528 (邦訳 413 頁)]。この主張となって現われる思考と判断の構えは、個人による行為の場面で、ほかならぬ正義（としての取り組み）の内実に重大な支障を来すことにはならないのだろうか？

上記の尋問を受けとめるところには、格差原理に向けての捉え方の相違の出来という事柄を、無視し難い重大事として明識化できる場が開かれることになる。つまり、個人の、とりわけ生産活動上の貢献度合の上で有能な個人の、生産活動への誘因を引き出す方法に、照準する際には、格差原理の内実に対する無視し難い争点が生じ現われるようになるのだ。この争点を明識化させようと図る場合に、導きの手を差し伸べてくれるのが、フィリップ・ヴァン・パリースによる、『正義論』第二章・第三章における格差原理に関するロールズの議論に向けての解説の仕方、これについての提示である [Van Parijs, Philippe 2003]。ヴァン・パリースによる提示内容に示唆を得て、ロールズの格差原理に対する解釈を分岐させる理由となるところの、「互いに他者の便益を尊重し合う態度と思考」と「互いに他者の便益に無関心な態度と思考」とを対比させるかたちで、以下に整理することにしよう◆<sup>6)</sup>。

誘因という要素が格差原理の重要な含意として蔵されているのだ、とする見解が前面に押し出されるかたちで格差原理を解釈する論脈では、社会的協働に参加するひとたちはそれぞれ互いに他者の便益には消極的な関心にとどまる態度と思考を以って、関わり合うことになる。そのひとたちの持つ態度と思考は、自らにとって得られる便益と自ら負うことになる負担——失費——との功利的計算を中心にして、他者との交渉に携わろうとする、という事態へと到り着くわけだ。確かに、ロールズの叙述の中にこの論脈が見て取られる。しかしながら、社会的協働それ自体および社会的協働の成果の分配は、互惠性という観点からなされるべきだ、とする

思考、そしてそこに留まらずさらにまた、道徳上の観点からすると恣意の所産というほかない不運が確かに存在し、その不運に見舞われたひとにとっての善き生への見込みが切り詰められることになるのは不正義だとする思考、これらもまたロールズによる論脈の中に確かに見て取られる。これらの思考に依拠して格差原理を解釈する論脈では、社会的協働に参加するひとたちはそれぞれ互いに他者の便益を尊重し合う態度と思考を以って関わり合うことになる。このようにして我々が確認することができるのは、双方の論脈が撞着を来たす、ということなのだ。

ヴァン・パリースによる提示に基づきつつ、さらに総合的な考察を経て得られるのは、次のような解釈を呼び込む余地がある◆<sup>7)</sup>ということだ。すなわち、格差原理の中で（第二原理の前半部で）表わされているところの、すべてのひとの利益になると合理的に見込み得る限りで社会的経済的不平等が取り決められるということが、実のところ、そこに葛藤や困難が生じた際の着落のさせ方として、幸運に恵まれなかった階層にとっての利益見込みに比して幸運に恵まれた階層にとっての利益見込みが主導的な役割を演じる——よりいっそう重要視される——中での取り決めを許すことになる、という解釈である◆<sup>8)</sup>。この解釈は、当の、幸運に恵まれた階層にとっての誘因を発生させ機能させることを重要視するという脈絡では、大いに強化されることになるだろう。誘因の演じる機能を媒介して幸運に恵まれた階層にとっての利益見込みが主導的な役割を演じることになる理由を、念のため、述べておこう。その理由とは、幸運に恵まれた階層こそが生産的貢献度合において——市場での貨幣価値を以って比較され評価される限りにおける生産的貢献度合において——大きく、したがって、最も不遇なひとたちを含めて、社会構成員すべての獲得し得る財の絶対量を増加させることに対して、最も強い影響力を持つからだ。事態についてのこうした解釈に基づいて想定されるさらなる事態としては、幸運に恵まれた階層の、誘因を介して分配される財の増大量に比して、ごくわずかの・分配される・財の増大を以ってでさえも、幸運に恵まれなかった階層は譲歩して受容せざるを得なくなる事態を招き得る、ということなのである。

格差原理の含意についてそれがむしろ不平等を許容する方向へと流される余地を蔵していることに、論及したわけであるが、そのような余地を蔵することになる主たる要因として、格差原理が制御しようとする域に関して考察する必要があるだろう。つまり、格差原理の目的とするのは平等主義だと捉え、平等という価値を最も重要視するか、それとも、平等という価値を斥けてでも獲得する価値を有するものとして、財の生産高の向上をより優先されるべき目的として、そのための手段となるところの、「幸運に恵まれた階層」にとっての誘因を発生させ機能させることを重要視するか（すなわち、不平等を許容する方向で捉えるか）、この相違は、次の相違に密接に結びつく。すなわち、社会構成体の基本構造を制度によって編成するためという域に留めて、格差原理の目的を理解しようとするのか、それとも、基本構造の制度編成という域を越えてさらに社会構成体の各成員の行為——特に行為を方向づけるエートス (ethos) もしくは道徳的情操 (moral sentiment)——の在り方をも規範的に制御するところに、格差原理の目的を理解しようとするのか、格差原理の制御域をめぐるいま挙げた相違を、いかに把握すべきなのかに密接に結びつく、と考えられる。そのことを換言するならば、「分配的正義の場」をいかに把握すべきなのか、これが問題化されるべきだ、ということになる。

#### 〔六〕正義感覚にとってエートスの持つ意味

この節では、格差原理が平等主義から逸脱する方向に意味づけられ解釈されるのを阻み、平



等主義的正義に則って解釈されるようになるためには、格差原理は社会構成体の基本構造を統御するにすぎない、とするのではなく、むしろ、個人の意味志向性を帯びた行為をも統御すべきだ、とする捉え方の妥当性を明らかにするように試みる。この捉え方は、ロールズが回避しようとしたものであり、社会の基本構造を制度の上で束縛する限りにおいて（基本構造の束縛という限度を越えてはならないとする制約において）格差原理を機能させようとしたロールズに、異議提起しようとする性格のものとなる。

前節で述べたところの「幸運に恵まれた階層」が主導権をもって格差原理を解釈するに到る場面を、いわば具象化するかたちで採り挙げるに際しては、前節で既に言及したように、協働による生産成果を——経済的価値尺度で測定される限りでの生産成果を——可能な限り増大させるには、その生産における貢献度が最も大きいであろう「幸運に恵まれた階層」にとっての誘因を優先して考慮する必要性という認識が、いわば論理必然的に出来る。獲得する利得に関しての、当の階層の持つ欲求が充足されること、これが優先されるわけである。当の階層の持つ欲求が充足された後に、生産成果の増大量（つまり、追加された経済価値として計量される価値量）の内の一部分を“恩恵的に”「幸運に恵まれない階層」もしくは「最も不遇なひとたち」へ分配する、という事態の進展過程を辿るわけだ。協働をめぐる所定の状況の下でこうした誘因を最大限に駆動させることを経て、ある時点で到達した生産成果を越えることが見込み得なくなったところで、「最も不遇なひとたち」にとって獲得できる財の分配量が最大化することになり、この時点でのこの分配のあり方◆<sup>9)</sup>が格差原理を実現し得た事態を表わす。

上記のような理路によって“実現される”とする格差原理のありようは、果たして正義の原理に位置づくにふさわしい妥当性・正当性を帯びているとみなせるのだろうか。「幸運に恵まれない階層」もしくは「最も不遇な階層」にとっての自尊の社会的基礎が息づくように、真摯に取り計らわれているのであろうか？この尋問に向けて、肯定的に応答するのは困難となるであろう。

ここで我々としては再び、格差原理に対するロールズによる意味づけ方に向けての、ジェラルド・コーエンによる批判的論及 [Cohen, G. A. 2000:chap.8, chap.9] に示唆を探し求めることができる。コーエンによる論及を踏まえて筆者が再構成して挙げようとする論点とは、以下に記す二つに分けて表わすことができる。第一の論点は、正義の二原理の中に位置づく格差原理が果たして、「幸運に恵まれた階層」にとっての誘因の導入を認容することができるのか否か、というものである。第二の論点は、分配的正義の立ち現われる場が(i)社会（構成体）の基本構造に限定される場合と(ii)そのように限定されないで個人の行為にも及ぶ場合とでは、分配的正義の内実にどのような相違が生じるのか、というものである。

第一の論点——正義の二原理の中に位置づく格差原理が果たして、「幸運に恵まれた階層」にとっての誘因の導入を認容するのか否か——については、肯定的に応答することになる。その理由を述べよう。経験的認識次元での「人間的本性の諸事実」のうちのひとつに、それも主要なひとつに、相互に利己的であるという事実があり、それに譲歩するかたちで、「幸運に恵まれた階層」の生産的貢献におけるよりよい努力を引き出すために、そのひとたちにとっての誘因を導入するという目的が、格差原理には蔵されている [T.J.:151]。ここではあらためて、ロールズの正義構想の初発から——社会構成体の正義たりうる秩序を構想する出発地点から——協働に参加し貢献する上で「幸運に恵まれた階層」と「幸運に恵まれない階層」との存在が前提視されていたことが、深く関係する事柄として、想起されるべきことになる。「幸運に恵まれた階層」にとっての私的性質を帯びた自己利益欲求を充足させることなしには、より一層の

協働への貢献を引き出すことはできないであろう、とする想定が経験上の事実認識に基づくものという理解のもとに、据えられていたのであった。

第二の論点——分配的正義の立ち現われる場が(i)社会(構成体)の基本構造に限定される場合と(ii)そのように限定されないで個人の行為にも及ぶ場合とでは、分配的正義の内実にとどのような相違が生じるのか——については、以下に述べるところの決定的に大きな相違が生じる。すなわち、(i)の場合には、制度の上で明示された規範のいわば凝固態としての枠組みを外面的に守ればよいことになり、分配的正義の内実もまた外面的になる。(ii)の場合には、行為の分節ごとに志向する意味が分配的正義としての意味志向に妥当することが意識され要請されることになる。つまり、行為を駆動するエートスもしくは道徳的情操のありようが問題化されるようになり、エートスが正当性を帯びているか否かを徹視的に吟味し得ることになる。

いまここに言及したところのエートスこそは、ほかならぬロールズが正義感覚を獲得し保持するためにはそれが不可欠であるとして論じていたところの事柄である、と考えられる。なぜならば、ロールズ自身が正義感覚を主題化して論じるくだりにおいては、正義の構想を体現する秩序だった社会を、それに対する攪乱諸力に抗して安定させるためには、基本構造の正義のみならず、個々人の道徳的振る舞いの正義(the justice of the moral conduct of individuals)もまた必要不可欠である、と説いている[T.J.:457-458, 邦訳改訂版 600 頁]のだから。

こうした考察を経ることによって、確固とした正義感覚に支えられた分配的正義を体現することを真摯にめざるのであれば、「分配的正義の場」は社会(構成体)の基本構造に留まるのではなくて、個人の行為にも及ぶべきことになるのを、理解し得ることになる。

### 〔七〕リベラル左派から発する正義感覚の欺瞞

前節では、正義の構想と正義感覚と個人の行為の関連について、考察した。そこでの我々による考察を経て浮上してきた論点について、それをどのように解明しようと図るか、その方向が可視化されてきたわけである。しかし、その方向に反するかたちを採って、いわばリベラル左派の立場を採ろうとする論客は、格差原理による分配的正義の対象があくまで社会構成体の基本構造に留まるのだ、と論じてきた[Rawls, John (2001), Dworkin, Ronald (2000), Williams, Andrew (1998)]。その論拠として基本的に強調されるのは、次の事柄である。すなわち、協働の場において生産的貢献度合が潜在的に大きい行為者たちからいっそう大きな貢献を現実に引き出すためには、当の行為者たちへの誘因を備給することが必要だとみなすこと。つまり、貢献度合が相対的視点から他の行為者たちよりも大きいということはそのことを以って既により大きな分配上の利得に値するのであって、より大きな利得の程度がどれほどなのかという点では、協働に参加する他の行為者たち——貢献度合において相対的には小さい行為者たち——との交渉の結果として決まるとする。こうした交渉の結果としてもたらされる分配のありようは、「幸運に恵まれない階層」もしくは「最も不遇なひとたち」にとって最善の(それを越えてより多くの分配を見込み得ない)ありようなのだと、基本構造の課す条件を満たすと考えられることになる。このような事柄が強調されるのだ。

いま述べた事柄においては、行為者それぞれの道徳的真価に応じた分配がなされているわけではない。自己所有権に依拠するメリトクラシーに依拠した分配であるわけでもない。少なくとも協働への参加者たちの間での交渉を——“平等な”発言権の行使を——通して成り立つ合意に依拠しているところからは、平等という価値を充足し、さらには友愛という価値をも充足

している、とみなそうとする議論 [児島 2012:142-146,149-150] も起こり得るだろう◆<sup>10</sup>。我々としてはしかしここで、「幸運に恵まれた」有能な行為者たちへの誘因という作用が重きをなす分配の帰結に向けて、まさにその帰結が、「幸運に恵まれた階層」に属するひとにとっての自尊の社会的基礎たり得る様相と「幸運に恵まれない階層」に属するひとにとっての自尊の社会的基礎たり得る様相とにおいて、無視し難い相違を持つことに自覚的である必要があることを、主張しなければならない。この重大な相違を看過して、双方の階層の間に友愛が生起すると捉えることに向けては、その誤りを指摘しなければならない。友愛とは、自尊の社会的基礎が紛れなき意味での平等に基づいて、備給され保障される場合にのみ生起する、と捉えるべきであるのだから。

ロールズ自身による、格差原理の解釈への、誘因という要素の導入そしてその是認、さらに、社会の基礎構造の制度的拘束性を帯びた側面への、正義の二原理の対象の限局、これらに依拠するかたちでリベラル左派の論客は、個人の行為という場面での利己的な選択の自由を確保することを、殊のほか大切なこととして主張してきた。その主張の中では、ともすると、個人の行為場面における、紛れなき（徹底性を帯びた）平等や友愛の要請が、「幸運に恵まれない階層」の利益のために「幸運に恵まれた階層」が奴隷的な労働を強いられる帰結を招くおそれがあるとして、拒斥される議論をも生み出してきた◆<sup>11</sup>。自尊の社会的基礎が紛れなき意味での平等に基づくところの、平等や友愛とは、道徳的観点から見た恣意性から成る要因によって処遇の有利／不利が生じることを拒斥しようとする意味志向においてこそ、実現されるべきなのである。それは、有能なるひとたちへの奴隷的労働の要請とは、無縁である。平等や友愛のそのような実現様態において、利己的な利得獲得への欲求もしくは衝動はしだいに制御されるようになり、それゆえにまた、協働の生産力の衰弱という懸念をも乗り越え得る、と見込むことは、誤りではないだろう。

小論は、平等概念および友愛概念が欺瞞なく息づく場が、「幸運に恵まれた階層」にとっての誘因の作用を是認しつつ格差原理を解釈しようとする意識動向とは、決定的に折り合わないことを、導きの道標としての役割を果たすところの〈自尊の社会的基礎の紛れなき平等化〉という思想に照らして、把捉しようとする試みであった。平等や友愛への原理的探究においては重要性を持ちつつも、この試みにおいては主題化することのできなかつた概念として、〈責任〉概念がある。この概念はまた、より一般化していえば平等主義的正義についての理論化にあたっては中心に据えられて探究されてよい対象である。これについての探究を、今後の課題としたい。

---

## 【註】

- 1) たとえば、1789年のフランス人権宣言（「人および市民の権利宣言」）においてこのことが見て取れる。また日本国憲法における「国民の権利及び義務」においてもこのことが見て取れる。
- 2) 「政治的解放」と「人間的解放」という対照をなす語のここでの用い方——その含意——について補足して言えば、次のようになる。前者は、制度上の規定による建前としての“解放”が実質的な解放を期待せしめるかのような錯認を随伴させつつ、表明されることである。それに対して後者は、ひとそれぞれの能力・資質や属性の相違に起因するところの、権利や自由への実質的な接近および獲得のための条件をめぐる有利／不利を自覚的に取り除こうとする意図的な取り組みの積み重ねの帰結として、望見されることである。なお、「政治的解放」と「人間的解放」という語のこのような対照をなす含意での用い方の例としては、何

よりもまず、カール・マルクス「ユダヤ人問題によせて」が挙げられる。

- 3) 行為への権利や自由がいずれのひとつにとっても同等に与えられるということは、いかなる条件下において可能か？この尋問への真つ当なる解を探り出そうとする原理的な思索が、左派リバタリアニズムの立場から為されてきたことは、記憶に留めておくべきであろう。[Steiner, Hillel (1994)]を参照されたい。
- 4) そもそも初めから社会構造には各人にとっての不平等が不可避的に随伴する、とするこの認識が、ほかならぬロールズによって定式化された正義の第一原理——「各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても全ての人の同様な体系と両立可能なものでなければならない。」——と、どのように整合するのか、という問題化がなされる必要があるだろう。この点についてここではひとまず、正義の第一原理で言うところの「対等な権利」とは権利について表示される限りでの形式次元での対等性であり、権利の実質上の保障方法の平等にまで、考慮の射程を拡げてはいない、というふうに解釈しておく。
- 5) ここで示したロールズによる思考脈絡に対峙するかたちで、ジェラルド・コーエンによって述べられている思考脈絡を示す一節を、下に記しておこう。

ロールズの言うことが正しくて、必ずしもすべての努力が報酬に値するわけではない、としよう。しかしだからといって、すべての努力がまったく何の報酬にも値しないとってしまうのには、無理がある。全体のうちのどれだけが報酬に値するかを計ることが現実には難しいからといって、まったく報酬を与えないという考え方は、正当化できない。努力というものに敬意を表して、たとえば格差原理の設ける必要条件をも通過するような形や根拠を備えた課税体系を通じて、0%と100%の間のどこかの率で努力に報いることは、できないものだろうか……。

[Cohen, G.A.1990:364 (邦訳 30-31 頁)]

上記の引用箇所からわかるように、コーエンによる思考は、まず何よりも平等分配を出発点に置き、100%正確に決定し得ぬとしても、妥当性を認め得る限りでの努力の相違に応じた——延いては、責任の相違に応じた——分配的正義の在り方を探ろうとする方向を探る。ここで記した「妥当性を認め得る限りでの努力の相違に応じた——延いては、責任の相違に応じた——分配的正義の在り方」について、探求を掘り下げるといふ課題が、自覚されるべきことになる。

- 6) 本文の次の段落での叙述は、2016年に発表した論考の中で筆者が要約的に論じた内容 [西口 2016:41] を、再掲したものである。
- 7) 本文での当該段落で述べられている結論的な解釈が、どのような推論を経て得られることになるのか、という点については、[西口 2016:36-38]を参照されたい。
- 8) ここに謂うところの「幸運に恵まれた階層」と「幸運に恵まれなかった階層」はそれぞれ、第三節においては「より恵まれた者」と「恵まれなかった者」と表記した内容と、合致していることに、留意を促しておく。
- 9) 本文の前節での立論に際して筆者が示唆を得る所論として参照したところの、ヴァン・パリースの所論においては、この分配のありようが概要において、次のように記述されている。すなわち、幸運に恵まれた階層の利益見込みがより良くなるならば、幸運に恵まれなかった階層にとっての利益見込みは、ある時点での利益見込みに比べて悪くなる。しかし、幸運に恵まれた階層の利益見込みがより悪くなるとしても、幸運に恵まれなかった階層にとっての利益見込みは、ある時点での利益見込みに比べて同等に留まる [Van Parijs, Philippe 2003:205-206]。
- 10) 本文の註で先に言及した児島博紀論文に比べると、平等や互恵性の実現にとってロールズによる格差原理の持つ意味に対する評価が、より慎重であるとはいえ、その意味を大局的には肯定的に評価している論文

として、[花形恵梨子 2011] がある。

11) こうした懸念を表出する論脈が、[藤岡大助 2008] に見て取ることができる。

## 【文献】

- Cohen, G. A. (1990) "Equality of What? On Welfare, Goods and Capabilities", *Recherches Economiques de Louvain*, 56
- (→ G・A・コーエン 2006 年 (水谷めぐみ 訳)「何の平等か? 厚生, 財, 潜在能力について」(マーサ・ヌスバウム, アマルティア・セン 編著, 竹友安彦 監修『クオリティー・オブ・ライフ』里文出版, 所収))
- Cohen, Gerald Allan (1992) "Incentives, Inequality, and Community", (in *The Tanner Lectures on Human Values*, Vol. X III, Peterson, G.B. (ed.), University of Utah Press)
- Cohen, G. A. (2000) *If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich?*, Harvard University Press
- Dworkin, Ronald (2000) *Sovereign Virtue*, Harvard University Press
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice (Revised Edition)*, Oxford University Press
- (→ ジョン・ロールズ 2010 年 (川本隆史・福岡聡・神島裕子 訳)『正義論 改訂版』紀伊国屋書店)
- Steiner, Hillel (1994) *An Essay on Rights*, Blackwell Publishers
- (→ ヒレル・スタイナー 2016 年 (浅野幸治 訳)『権利論 — レフト・リバタリアニズム宣言』新教出版社)
- Rawls, John (edited by Erin Kelly) (2001) *Justice As Fairness: A Restatement*, Harvard University Press
- Van Parijs, Philippe (2003) Difference Principles, (in *The Cambridge Companion to Rawls*, Freeman, S. (ed.), Cambridge University Press)
- Williams, Andrew (1998) "Incentives, Inequality, and Publicity", (in *Philosophy & Public Affairs*, 27)
- 藤岡大助 2008 「リベラルな分配的正義構想に対する G・A・コーエンの問題提起について」『法哲学年報 2007』
- 藤田勇 1968 「社会主義社会と基本的人権」(東京大学社会科学研究所編 1968『基本的人権』1)
- 花形恵梨子 2011 「格差原理と相互性 — 道徳的恣意性に基づく議論から」(『倫理学年報』第 60 集)
- 児島博紀 2012 「ロールズにおける平等と友愛」(『倫理学年報』第 61 集)
- 西口正文 2016 「ジョン・ロールズによる格差原理に見出される〈誘因〉という要素」(『椋山女学園大学研究論集』第 47 号 社会科学篇)
- 柴垣和夫 1968 「資本主義経済と基本的人権」(東京大学社会科学研究所編 1968『基本的人権』1)
- 高柳信一 1968 「近代国家と基本的人権」(東京大学社会科学研究所編 1968『基本的人権』1)
- 東京大学社会科学研究所編 1968『基本的人権』全五巻

